

東京都特定不妊治療費助成申請のための提出書類チェックシート

項 目	チェック
1 特定不妊治療費助成申請書（第1号様式） 【1回の治療につき1枚必要】	
申請者・配偶者それぞれ自筆署名はありますか？	
年齢欄には治療開始日時点の年齢を記載していますか？43歳で開始した治療は対象外です。	
申請者は振込先の口座名義人と同一ですか？	
振込先口座は東京都の公金取扱金融機関ですか？（詳細は7ページ参照）	
申請期限を過ぎていませんか？（申請期限は4ページ参照）	
(振込先指定口座の通帳コピー) 初めて指定する口座については、通帳コピー等、口座名義、口座番号、店番号が分かるものの添付にご協力ください。	
2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（第2号様式） 【1回の治療につき1枚必要】	
本人控えとしてコピーを取りましたか？	
氏名・治療期間・領収金額を確認しましたか？ 疑問があれば医療機関に確認を！	
申請期限を過ぎていませんか？（申請期限は4ページ参照）	
3 住民票の写し（原本・コピー不可）	
☆同一年度2回目以降の申請の場合は省略可 (前回申請時から変更があった方、事実婚の方、回数リセット希望者は省略できません。)	
申請日（消印）から3か月以内に発行されたものですか？	
続柄で「夫婦」であることが確認できますか？（「省略」は不可）	
事実婚の場合「夫（未届）」、「妻（未届）」等同一世帯であることが確認できますか？ 確認できない場合は、申立書（任意様式）が必要です。	
ご夫婦それぞれについて氏名と生年月日の記載がありますか？	
4 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（原本・コピー不可）	
☆通算2回目以降は省略可 (法律上婚姻している夫婦で住民票の続柄で婚姻関係が確認できる場合に限りです。)	
筆頭者はご夫婦のどちらかになっていますか？	
事実婚のご夫婦の場合は、ご夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書がありますか？	
5 領収書のコピー（原本ではなく、コピーを提出してください。）	
特定不妊治療費助成事業受診等証明書に記載された治療期間内のものですか？	
請求書やクレジット売上票は含まれていませんか？	
助成対象外の費用（入院室料、食事療養費、胚の管理料、文書料等）は含まれていませんか？ <u>（申請をまとめて行う場合、領収書のコピーは、申請書ごとに分けてください。）</u>	
6 事実婚の申立書（住民票で同一世帯であることが確認できない事実婚の御夫婦が対象です。）	
①御夫婦が事実婚関係にあること、②別世帯である理由、③治療の結果出生した子について認知を行う意向があることが記載されていますか？（任意の様式でかまいません。）	

精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成を同時に申請する場合は、以下の書類を合わせて提出

7 精巣内精子生検採取法等受診等証明書（第3号様式）	
本人控えとしてコピーを取りましたか？	
氏名・手術日・領収金額を確認しましたか？ 疑問があれば医療機関に確認を！	
8 領収書のコピー（原本ではなく、コピーを提出してください。）	
精巣内精子生検採取法等受診等証明書に記載された手術に係るものですか？	
請求書やクレジット売上票は含まれていませんか？	
助成対象外の費用（入院室料、食事療養費、胚の管理料、文書料等）は含まれていませんか？	

○ チェックシートを提出する必要はありません。